

就学援助費の申請はお早めに

小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、一定の条件を満たす場合は、就学援助費として学用品費、給食費、修学旅行費など、就学に関する費用の一部を援助しています。

認定された場合、援助費の支給は申請月分からとなります。

希望する方は、早めに申請書の提出をお願いいたします。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給

令和7年度小・中学校の入学に係る費用の一部を援助する、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請を受け付けています。

令和7年度小・中学校の入学に係る費用の一部を援助する、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請を受け付けています。

支給対象者（次の①②の両方に該当する方）

①市内に住所がある年長末就学児、小学校6年生の保護者、または令和7年度にあきる野市立小・中学校に入学することを教育委員会が

○支給対象者（次の①②の両方に該当する方）

①令和6年度に市内に住所がある、またはあきる野市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者

②令和6年度に就学援助を申請し、審査の結果認定となる児童・生徒の保護者

※対象になるか迷われる場合は、申請することをお勧めします。

申請方法

年長末就学児の保護者には、9月に送付した就学時健康診断の通知に、申請書を同封しています。

必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口または郵送で申請してください。

※毎年度申請が必要です。

○申請書・お知らせについて

教育委員会窓口で配布、ホームページにも掲載しています。



提出・問合せ

学務係（内線2913）

教育総務課